船橋市ホームページに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱(以下「広告掲載に関する要綱」という。)及び船橋 市広告掲載基準の規定に基づき、船橋市(以下「市」という。)のホームページへの広告掲載に関し、 必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第2条 この広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページ、及びその他市が指定した位置と する。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、広告掲載に関する要綱第3条の規定による。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の内容は、地域性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

順位	内容
1	市内に事業所等を有する企業等
2	市内に事業所等を有しない企業等

(広告の規格)

第5条 掲載する広告は、バナー広告とし、規格は、次のとおりとする。

サイズ:縦60ピクセル×横170ピクセル

容 量:15KB以内 形 式:GIF形式

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料については、市長が別途定めるものとする。

(広告の掲載期間)

- 第7条 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間で、1か月を単位とし、12か月連続して掲載 することができるものとする。
- 2 広告掲載期間内に、市ホームページの広告が掲載されているページが連続して1日以上公開されなかった場合は、その日数に応じて、掲載期間を延長できる。ただし、次に掲げる事由の場合は、広告掲載期間の延長は行わないものとする。
 - (1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止
 - (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災
 - (3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止
 - (4) 通信回線等の事故、障害による停止
 - (5) 災害時等にやむを得ず、緊急ページに移行した場合

(広告主の募集)

- 第8条 広告代理店は、広告主の募集をしなければならない。
- 2 市は、前項の募集を支援するため、市ホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。 (広告掲載の申請及び決定)
- 第9条 広告掲載希望者は、広告代理店を介して、船橋市ホームページバナー広告掲載申請書(第1 号様式)及び市税納付確認書または市税を滞納していないことを証する書類に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、船橋市ホームページバナー広告掲載等決定通知書

(第2号様式) により通知するものとする。

(広告代理店との契約)

- 第10条 広告代理店が市に納付する広告料の額は、市と広告代理店で別途契約する額とする。
- 2 広告料の納付時期は、市と広告代理店で別途契約する納付時期とする。 (広告の作成及び提出)
- 第11条 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とし、広告代理店は、広告掲載に関する要綱、及び関係法令に基づき広告の内容を審査したのち、電子記録媒体により市長に提出しなければならない。 (広告掲載の取消し)
- 第12条 市長は、市のホームページへの広告の掲載内容が適切でないと判断したときは、広告の掲載 を取消すことができる。

(広告掲載内容の変更)

- 第13条 広告主は自己の都合により、市のホームページへの広告の掲載内容を変更することができる ものとする。
- 2 前項の規定により広告の掲載内容を変更するときは、広告主は船橋市ホームページバナー広告掲載 内容変更申請書(第3号様式)により市長に申し出なければならない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第14条 広告主は自己の都合により、市のホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は船橋市ホームページバナー広告取り下 げ申請書(第4号様式)により市長に申し出なければならない。

(免責事項)

- 第15条 市は第7条第2項各号、第12条及び第14条に掲げる事由により、広告掲載を行わなかった 場合において、広告代理店に対し、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等は行わないものとする。 (責務)
- 第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告代理店は、市長に提出した広告の内容が、広告掲載に関する要綱、及び関係法令等に違反していた場合は、広告主とともにその責任を負うものとする。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担に おいて解決することとする。

附則

- この基準は、平成18年 4月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成19年 3月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成20年 2月15日から施行する。 附 則
- この基準は、平成21年 1月28日から施行する。 附 則
- この基準は、平成23年 3月 1日から施行する。 附 則

- この基準は、平成24年 4月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成25年 9月 1日から施行する。附 則
- この基準は、平成26年 3月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成28年 3月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成29年 8月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和元年 5月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年 4月 1日から施行する。

船橋市ホームページバナー広告掲載申請書

年 月 日

船橋市長 あて

広告掲載申請者

- ▶ 事業所所在地
- ▶ 事業者名
- ▶ 代表者職氏名
- ▶ 連絡先(電話番号・FAX)



次のとおり、船橋市ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

リンク先URL	
バナー広告の内容	別紙のとおり (印刷物及びデータ)
掲載希望場所	□トップページ □ジャンル別ページ (暮らし) □ジャンル別ページ (子ども・教育) □ジャンル別ページ (健康・福祉・衛生) □ジャンル別ページ (まちづくり・住まい) □ジャンル別ページ (事業者向け) □ジャンル別ページ (市政・市の紹介)
掲載希望期間	年 月 から 年 月末 まで (ヶ月 間)
広告主の概要	□別添資料 (パンフレット等) のとおり □下記のとおり
市内事業所の有無	□市内に事業所等を有する □市内に事業所等を有しない
備考	

法人の場合は事業の内容と事業所等の所在地が確認できる資料を添付してください (年度内の継続申請の場合は不要)

船橋市ホームページバナー広告掲載等決定通知書

年.	日	日
	Л	-

様

船橋市長

船橋市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 掲載の可否 (□掲載する □掲載しない)

掲載場所

掲載期間

掲載料金

2. 掲載しない場合、その理由

船橋市ホームページバナー広告掲載内容変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

広告掲載内容変更申請者

- ▶ 事業所所在地
- ▶ 事業者名
- ▶ 代表者職氏名
- ▶ 連絡先(電話番号・FAX)

(印)

次のとおり、船橋市ホームページへのバナー広告の掲載内容の変更を申請します。

変更内容	□リンク先URL
	新URL:
	□バナー画像
	別紙のとおり(印刷物及びデータ)
変更対象の広告を掲載している場所	□トップページ □ジャンル別ページ(暮らし) □ジャンル別ページ(子ども・教育) □ジャンル別ページ(健康・福祉・衛生) □ジャンル別ページ(まちづくり・住まい) □ジャンル別ページ(事業者向け) □ジャンル別ページ(市政・市の紹介)
変更希望月	年 月 から変更を反映
備考	

船橋市ホームページバナー広告取り下げ申請書

年 月 日

船橋市長 あて

広告取り下げ申請者

- ▶ 事業所所在地
- ▶ 事業者名
- ▶ 代表者職氏名
- ▶ 連絡先(電話番号・FAX)

次のとおり、船橋市ホームページへのバナー広告の辞退を申請します。

リンク先URL	
取り下げ対象の広 告を掲載している 場所	
掲載中止希望月	年 月 から取り下げ
備考	

印